第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

普通車	ニ　小型自動車	法第３条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ　普通乗用自動車	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ　けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が１のもの
中型車	ト　普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で３車軸以下）	法第３条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で車軸数が３以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（２車軸）
	チ　乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量８トン未満）	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量８トン未満のもの
	リ　けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
大型車	ヌ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で３車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第３条第１項第２号イに定める値以下かつ４車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）
	ル　乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが９メートル未満のもの
	ヲ　けん引自動車が普通車、中型車または大型車（２車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（２車軸）と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
	ワ　普通貨物自動車（４車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が４以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
特大車	カ　連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ　大型特殊自動車	法第３条の大型特殊自動車
	タ　乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量８トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ　原動機付自転車	法第２条第３項に規定する原動機付自転車
	ソ　軽車両	法第２条第４項に規定する軽車両
	ツ　自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号の２に掲げる自転車

別添１－３　自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第３条に規定する軽自動車
	ロ　小型二輪自動車	法第３条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ　小型特殊自動車	法第３条に規定する小型特殊自動車
	ニ　小型自動車	法第３条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ　普通乗用自動車	法第３条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ　普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で３車軸以下）	法第３条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で車軸数が３以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（２車軸）
	ト　乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量８トン未満）	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量８トン未満のもの
	チ　けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
	リ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上で３車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第３条第１項第２号イに定める値以下かつ４車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）